

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、13の2若しくは15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2若しくは15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>一九〇二十三 （略）</p> <p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二の四 （略）</p> <p>二の五 <u>インジウム化合物</u></p> <p>二の六・二の七 （略）</p> <p>二の八 <u>エチルベンゼン</u></p> <p>三〇九の三 （略）</p> <p>九の四 <u>コバルト及びその無機化合物</u></p> <p>九の五〇九の十四 （略）</p> <p>十〇四十 （略）</p> <p>（作業環境測定を行うべき作業場）</p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>一九〇二十三 （略）</p> <p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二の四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二の五・二の六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇九の三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九の四〇九の十三 （略）</p> <p>十〇四十 （略）</p> <p>（作業環境測定を行うべき作業場）</p>

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号3の3、13の2若しくは15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2若しくは15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、13の2若しくは15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2若しくは15に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二若しくは第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二若しくは第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇八 (略)

九 インジウム化合物

九の二 エチルベンゼン

九の三 エチレンジイミン

十〇三 (略)

十三の二 コバルト及びその無機化合物

十四〇二十四 (略)

3 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一 (略)

二 第二類物質

1〇三 (略)

3の2 インジウム化合物

3の3 エチルベンゼン

4〇三 (略)

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

九 エチレンジイミン

十〇三 (略)

(新設)

十四〇二十四 (略)

3 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一 (略)

二 第二類物質

1〇三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4〇三 (略)

13の2 コバルト及びその無機化合物

14～37 (略)

三 (略)

(新設)

14～37 (略)

三 (略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十六年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十五年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八条第二号の五、第二号の八及び第九号の四に掲げる物

二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含むもの

4 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十五年十二月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

